様式第４

個　別　注　記　表

事業者名

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

１　継続企業の前提に関する注記
２　重要な会計方針に係る事項に関する注記
３　会計方針の変更に関する注記
４　表示方法の変更に関する注記
５　会計上の見積りに関する注記
６　会計上の見積りの変更に関する注記
７　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記
８　貸借対照表に関する注記
９　損益計算書に関する注記
10　株主資本等変動計算書に関する注記
11　税効果会計に関する注記
12　リースにより使用する固定資産に関する注記
13　金融商品に関する注記
14　賃貸等不動産に関する注記
15　持分法損益等に関する注記
16　関連当事者との取引に関する注記
17　１株当たり情報に関する注記
18　重要な後発事象に関する注記
19　連結配当規制適用会社に関する注記
20　資産除去債務に関する注記
21　収益認識に関する注記
22　その他の注記

（記載上の注意）

１　次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
(1)　会計監査人設置会社（会社法第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表　１、５、６、８、９及び11から19までに掲げる事項
(2)　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、６、15及び19に掲げる事項
(3)　会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　15に掲げる事項
(4)　持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５、６及び８から19までに掲げる事項

２　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

３　継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
(1)　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
(2)　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
(3)　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
(4)　当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
(1)　資産の評価基準及び評価方法
(2)　固定資産の減価償却の方法
(3)　引当金の計上基準
(4)　収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）

(5)　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

(1)　当該会計方針の変更の内容

(2)　当該会計方針の変更の理由

(3)　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(4)　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）

ア　計算書類の主な項目に対する影響額

イ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ウ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　当該表示方法の変更の内容

(2)　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

(2)　当該事業年度に係る計算書類の(1)に掲げる項目に計上した額

(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　当該会計上の見積りの変更の内容

(2)　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

(3)　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

9　誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　当該誤謬の内容

(2)　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

10　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1)　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

ア　資産が担保に供されていること。

イ　アの資産の内容及びその金額

ウ　担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(3)　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

(5)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
(6)　当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額
(7)　会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項）
ア　当該法令の条項
イ　当該準備金又は引当金が１年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
(8)　第８条の規定により控除した額
(9)　申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額
(10)　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
(11)　受取手形を割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。
(12)　前号の規定は、割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。この場合において、割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。

11　損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
(2)　減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
ア　当該資産又は資産グループについて、用途、種類及び場所の概要。また、その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
イ　減損損失を認識するに至つた経緯
ウ　減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
エ　資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
オ　回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

12　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
(2)　当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
(3)　当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
ア　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
イ　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
(4)　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
(5)　当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

13　税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
(1)　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
(2)　繰延税金負債

14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額
イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
(2)　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関

連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　金融商品の状況に関する事項

(2)　金融商品の時価等に関する事項

16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項

(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

17　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社（会社法第２条第３号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。

(1)　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

(2)　開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第４条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

18　関連当事者（会社計算規則第112条第４項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1)　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア　その名称

イ　当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(2)　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア　その氏名

イ　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(3)　当該事業者と当該関連当事者との関係

(4)　取引の内容

(5)　取引の種類別の取引金額

(6)　取引条件及び取引条件の決定方針

(7)　取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

(8)　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

19　関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。

(1)　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2)　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

(3)　(1)及び(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

20　１株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1)　１株当たりの純資産額

(2)　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

21　重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

22　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第 55 号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

23　資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア　当該資産除去債務の概要

イ　当該資産除去債務の金額の算定方法

ウ　当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
エ　当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額
(2)　(1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務
ア　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨
イ　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由
ウ　当該資産除去債務の概要

24　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第 444 条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が４に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）

25　その他の注記は、３から 24 までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。